



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 税務調査手続の法定化

平成23年12月における国税通則法の一部改正により、税務調査手続が法定化されました。

従来の運用上の取扱いを明確にしたもので、基本的には大きく変わることはありませんが、平成25年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査から適用されます。

1. 国税通則法改正の概要

- (1) 税務調査手続の明確化
 - ① 調査の事前通知
 - ② 調査終了時の手続の整備
 - ③ 納税者から提出された物件の預り手続き等
- (2) 更正の請求期間の延長等

平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求（税額の減額や還付金額の増額を求める請求）をすることができる期間が1年から5年に延長されました。

- (3) 処分の理由附記等

平成25年1月1日以降に行う申請に対する拒否処分及び不利益処分について、理由附記を実施することとされました。ただし、個人の白色申告者に対する理由附記は平成26年1月1日以後に行う処分から実施されます。

2. 税務調査手続の流れ

事前通知→質問検査等→調査結果の内容説明等

- (1) 申告内容に誤り等がない場合
更正又は決定をすべきと認められない場合の通知
- (2) 申告内容に誤り等がある場合
 - ① 修正申告の勧奨
 - ② 更正又は決定

3. 事前通知

原則として、納税者および税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕を置いて、下記の事項等が事前に通知されます。

- (1) 調査開始日時
- (2) 調査実施場所
- (3) 調査の目的
- (4) 調査対象の税目
- (5) 調査対象の期間
- (6) 調査対象となる帳簿書類等

なお、合理的な理由がある場合には、調査日時の変更の協議を求めることができます。

また、事前通知をしない調査ができる要件として、事前通知をすることにより正確な事実の把握を困難にする場合又は調査の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合と明記されました。

4. 質問検査等

質問事項に対して偽りの回答をした場合等、正当な理由がなく帳簿書類の提示・提出に応じない場合等の罰則が明記されました。また、帳簿書類等についてやむを得ない事情がある場合や合理的と認められる場合には、その必要性を説明し承諾を得た上で留め置き（お預かり）を実施することとなりました。その際には、必要事項を記載した書面（預り証）を交付することとなっており、留め置かれた書類は遅滞なく返還することとなっています。

5. 調査結果の内容説明等

調査の結果、更正決定等をすべきと認められない税目、課税期間については、書面により通知されることとなりました。

また、更正決定等をすべきと認められる非違がある場合には、原則として、口頭でその内容等（税目、課税期間、金額、その理由等）について説明を行い、修正申告等を勧奨しますが、同時に、調査結果について修正申告書等を提出した場合には不服申立てはできないが、更正の請求は可能である旨を説明かつ書面交付することとなっています。

なお、原則として通知等は納税義務者に対して行われますが、納税者の同意がある場合には、税務代理人に対して通知等を行うことができることとなっています。

6. 再調査

調査が行われた後に、その調査対象税目、課税期間において、新たに得られた情報に照らして非違があると認める場合には、再度調査ができることとなりました。